

セクハラ・票ハラ被害をなくし、安心して政治参加できる公営掲示板 ポスターを求める意見書

公営掲示板ポスターは、選挙の候補者情報を有権者に伝える大切な手段であり、有権者が候補者を選ぶ際に参考とする筆頭に挙げられている。掲示板設置及びポスター制作費は公費で負担されている。

本年7月5日の東京都議会議員補欠選挙における北区の公営掲示板に、ブラジャーに見立てたマスクで乳房の一部を隠し、両手で両乳房を殊さらに強調した上半身半裸の女性候補者の選挙ポスターが掲示された。「女性蔑視だ」、「ポルノだ」等と、苦痛、苦情、抗議を訴える声が市民から多数上がった。

議会や市民から性的対象物とみなされ、望まない性的言動の被害に苦しむ女性議員・候補者が全国に数多くいることは、既に各種のメディアで報道されている。議員や候補者に対して有権者・支援者から行われるセクハラ・パワハラを指して、「票ハラ」という言葉も使われるようになった。2019年春のNHKによる地方自治体議員2万人調査では、議員からのセクハラ・パワハラが15%、有権者からのものでは11%、あると思うと回答されている。

このような中でのポルノまがいの選挙ポスターの公営掲示は、女性を「性的対象物」として見ることをあおり、セクハラやそのリスクにさらされながら政治・選挙活動を行う全国の女性議員・候補者を脅かし、その意欲や活動を阻害するものである。これは「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2018年施行）の趣旨にも反するものである。

今回、問題となった選挙ポスターの公営掲示は、不本意に目にせざるを得ないことにより苦痛を感じる市民に対する、いわば環境型のセクハラであり、人権侵害である。

殊に、公営掲示板は地域の小・中・高校や通学路、保育園の周辺等に多く設置される。ポルノまがいの選挙ポスターの学校や周辺での公営掲示は、児童・生徒たちに偏った女性観を刷り込むおそれがあるばかりではなく、その安全を脅かす組織的なセクハラ、性加害にほかならない。まして性被害経験のある園児・児童・生徒にとっては、フラッシュバック等、深刻な精神的打撃・外傷の悪化をもたらすおそれがある。

国連女性差別撤廃委員会は、日本に対する「最終見解」で「ポルノが女性や女兒に対する性暴力を助長している」ことについての懸念を表明している。

公職選挙法では公営掲示板ポスターへの表現についての規制はないが、差別・人権侵害、性暴力の助長を許すものではないと考える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 公営掲示板の在り方について、選挙活動における「表現の自由」を尊重しつつも人権侵害となる掲示は許されないことを確認すること。

- 2 健全な民主主義を保障し、議員・候補者、市民に対するセクハラ、票ハラスメント等の被害を防止すること。
- 3 主権者教育の拡充、女性の人権、セクハラについての啓発の強化等、性別にかかわらず、誰もが安心して政治参加・参画できる社会を推進するための必要な措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司